

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 8 年 4 月 8 日

京都府流域下水道事務所長 吉 本 慶 太

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

令和 8 年度資材単価調査業務委託 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書及び特記仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約日から令和 9 年 3 月 25 日まで

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書、特記仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「確認申請書」という。）の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1

京都府流域下水道事務所総務課

電話番号(075)954-1877

ファクシミリ番号(075)955-2224

(2) 入札説明書、特記仕様書及び確認申請書の交付期間等

ア 交付期間

令和 8 年 4 月 8 日(水)から令和 8 年 4 月 22 日(水)まで

イ 入手方法

原則として、アの期間に、京都府流域下水道事務所ホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は、アの期間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間（正午から午後 1 時までを除く。）に、(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日（確認申請書の提出期間の属する年の 1 月 1 日をいう。以下同じ。）において、直前 2 営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生手続の開始決定がなされていないもの又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほ

か、次のいずれかに該当する者

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ロ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(ハ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(ニ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(ホ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(ヘ) 暴力団及び(ア)から(ホ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(ニ) (ア)から(ヘ)までのいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者

オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

(3) 確認申請書の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(4) 国、地方自治体、地方公社、地方独立行政法人又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する政令で定める法人が発注する業務委託等で、近畿地方整備局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）において令和5年4月1日以降に1契約で総計50件以上の土木資材単価調査の実績が2回以上あり、誠実に履行している者であること。

(5) 近畿地方整備局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に本支店、営業所等の事業所を有する者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した申請書等に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

(2) 提出場所

2の(1)に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間（日曜日及び土曜日を除く。）中の午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までを除く。）に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便等の配達記録が残る方法を利用し、提出期間内に2の(1)の場所に必着

させること。

(4) 確認通知

入札参加資格の確認結果については、別途通知する。

(5) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和8年5月13日(水)午前10時00分

イ 場所

長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所2階入札室

(2) 入札の方法

ア 持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札者は、一旦入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることができる。

(6) 入札者は、特記仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、特記仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(8) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまでは入札を辞退することができる。この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を2の(1)へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、指名停止措置を行うことがある。

(9) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

- ア 3に掲げる資格のない者の行った入札
- イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- ウ 委任状を持参しない代理人による入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の行った入札
- カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札
- キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の行った入札
- ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

(10) 落札者の決定方法

京都府公営企業会計規程（昭和 47 年京都府公営企業管理規程第 9 号）第 112 条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号）第 145 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

- 6 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- 7 契約書作成の要否
要する。
- 8 入札保証金
免除する。
- 9 違約金
落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。
- 10 契約保証金
落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- 11 契約の解除予約及び損害賠償請求
京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。
- 12 その他
 - (1) 1 から 11 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
 - (2) 詳細は、入札説明書による。